

貯金事業からのお知らせ

「共済貯金の加入」について

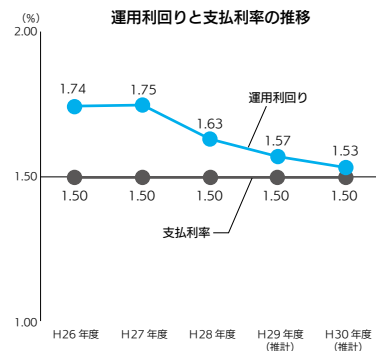
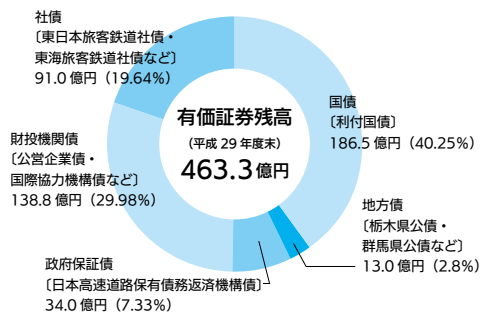
組合員（任意継続組合員を除く）であれば、いつでも加入することができますので「貯金加入申込書及び印鑑届」に必要事項を記載し、共済事務担当課へご提出ください。

なお、共済貯金は、預金保険機構に加入している金融機関とは異なり、ペイオフの対象にはなりませんのでご理解のうえご加入をお願いします。

また、万一の場合に備え、法令に基づき貯金額の5%を「欠損金補てん積立金」として積立てており、「欠損金補てん積立金」とは別に積立金も積立てております。

「共済貯金の支払利率」について

共済組合では、貯金加入者からお預かりした資金で国債・地方債・社債・諸債券などの債券を購入し、運用しておりますが（右図参照）、貯金残高の増加や低金利の影響により運用利回りが年々低下していることから、年利1.5%の支払利率の維持が厳しい状況にあります。



■払戻及び解約金 送金日

区分	1回目	2回目
5月	15日 (火)	30日 (水)
6月	15日 (金)	28日 (木)
7月	13日 (金)	30日 (月)

- ・解約金は2回目に送金します。
- ・「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- ・払戻限度額は前月末の残高となりますので、請求書を提出する際は、払戻額が限度額を超えていないことをご確認ください。